(6)　核燃料物質等の輸送時の災害対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講じる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮へい対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。

第4　原子力災害中長期対策

(1)　原子力災害中長期対策の基本的考え方

原子力災害が発生した場合においては、事態の一定の収束がなされた後においても、既に環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要となる。このため、以下の中長期的対策を、関係者間で十分に対話をしながら進めることが重要である。

(2)　発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング

発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握しなければならない。

・避難区域見直し等の判断を行うこと。
・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

なお、中長期にわたって行う環境放射線モニタリングを有効なものとする観点から、関係機関の能力を効率的かつ機能的に活用するため、データの収集、保存及び活用について一元的なシステムを確立しなければならない。

(3)　発災後の復旧に向けた個人線量推定

中長期的な汚染状況において、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングに加え、実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない。

個人の被ばく線量は、各個人の行動に依存するため、行動調査結果を環境放射線モニタリングの結果と照合して被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値が必要である。これらの値を適切に組み合わせることにより、個人の被ばく線量についてより精度の高い推定を行うことが可能である。

(4)　発災後の復旧に向けた健康評価

原子力災害においては、放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等が強いられ、平常な生活と異なる環境下における心身への影響を受ける。このため、国、地方公共団体等は、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施しなければならない。これらの健康評価を通じて、健康への負荷を低減すると同時に、将来の潜在的な健康影響に関する住民等の不安を軽減していくことが必要である。

(5)　除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

また、住民等が除染措置等に参加する場合には、国、地方公共団体等が必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等の提供を通じて支援すべきである。

なお、除染措置に従事する労働者の職業被ばく限度については、関係法令等に基づき適切な被ばく線量管理を実施する必要がある。

(6)　緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。

一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。

さらに、現存被ばく状況にあっては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための努力が求められる。

これら三つの被ばく状況の取扱いとその考え方については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

第5　東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について

(1)　特定原子力施設に係る原子力災害対策の取扱い

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置されている原子炉施設については、平成二十四年十一月七日に、炉規法第六十四条の二第一項の規定に基づき、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要とされ、特定原子力施設として指定された。このため、特定原子力施設以外の実用発電用原子炉に対して適用される本指針の項目については、すべてを一律に適用できず、個々に適用可能か否か吟味し、以下に掲げるもののように、適用できない項目については、個別に内容を検討する必要がある。

①　原子力災害対策重点区域の取扱い

特定原子力施設である東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関し、他の原子力施設と一律にＰＡＺ及びＵＰＺの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。このため、原子力規制委員会としては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域については、今後、同発電所のリスク評価等を踏まえながら更なる検討を進めることとする。

②　通報対象となる施設境界付近の放射線量の取扱い

現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地境界付近の放射線量は、バックグラウンドで五マイクロシーベルト毎時を超えていることから、ＥＡＬについては一律に適用することはしない。今後、線量増加率など、代替可能なしきい値についても考慮する必要がある。

(2)　原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策における留意事項

東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が設定され、周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされていることなどを踏まえ、原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策については、福島県の実情を踏まえた対応を行っていくことが必要である。

①　避難地方公共団体を考慮した人員配置、緊急時モニタリング体制

福島県においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされていることから、必要な緊急時モニタリング体制を構築することが困難になっている。このため、資機材を保有する地方公共団体、関係機関及び事業者への協力要請、活動の調整など、国が緊急時モニタリングを積極的に支援・協力することが必要である。

②　警戒区域の外の区域における防護対策

居住制限区域や避難指示解除準備区域では居住者等の一時的な立入りが比較的自由に認められている。このため、万一原子力災害が発生した場合、避難指示などを伝達するための人員の確保が極めて困難となることから、情報伝達について様々な手段を事前に準備しておくとともに、関係機関への協力要請など、国も積極的に協力することが必要である。